

お知らせ

80200いい歯のお年寄り
参加者募集!

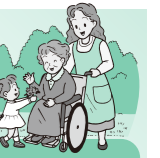
県では、80歳以上で自分の歯を20本以上お持ちの方を表彰しています。対象になる方は、是非応募ください。
《対象者》 ①北秋田市に住所がある方 ②昭和11年3月31日以前に生まれた方(80歳以上) ③現在、自分の歯が20本以上ある方
《募集期間》 8月31日(水)まで
《地区診査会》
 日時 9月13日(火) 12時～
 場所 森川歯科医院
☎ 北秋田保健所 ☎62-1166

難病医療相談会

【対象者】 難病患者や難病の疑いのある方及びその家族
【期日】 9月3日(土)
【時間】 12時30分～15時30分
【場所】 市民ふれあいプラザ コムコム
【参加費】 無料
【募集人数】 30人(先着順)
【申込締切】 8月19日(金)まで
【申込方法】 電話又はFAX
 ※住所、氏名、電話番号、質問事項をお知らせください。
☎ 北秋田保健所 ☎62-1166
FAX 62-1180



介護保険



介護保険サービスの利用者負担割合

65歳以上の方が、介護保険サービスを利用したとき、負担割合は原則1割ですが、一定以上所得のある方については2割になります。
対象者…合計所得金額が160万円以上の方
 ※年金のみの場合、収入で280万円以上ただし、同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合、その方たちの「年金収入とその他の合計所得金額」の合計額が、346万円未満の場合は1割負担になります。

介護保険負担割合証

平成28年8月1日から使用する「介護保険負担割合証(うす緑色)」を7月中旬に発送しました。介護サービスを利用するとき、被保険者証とあわせてサービス事業者や施設に提示してください。

介護保険負担限度額認定

介護保険施設・ショートステイを利用した場合の食費・部屋代の負担について、低所得要件を満たす方は、申請により食費・居住費の負担が軽減されます。(毎年申請が必要です)

＜認定基準が一部変更になりました＞

これまで食費・部屋代の利用者負担段階の判定に用いる収入は、課税年金(老齢年金など)収入のみが対象でしたが、法改正により平成28年8月からは、非課税年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定することになりました。

このことで、非課税年金を一定額受給されている方は負担が増える場合があります。

☎ 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

統計グラフコンクール作品募集

秋田県では、統計グラフを使った作品を募集しています。B2判の用紙に、夏休みの自由研究の結果など自由な題材で作成してください。
【対象】 小学生以上
【部門】 1部～5部、パソコン統計グラフの部
【募集期間】 9月9日(金)まで
 ◎入選以上には賞状と副賞、その他の応募者全員に記念品を贈呈します。
 ※詳しくは県のホームページをご覧ください。
☎ 秋田県調査統計課 ☎018-860-1251

知って防ごう
受動喫煙



日本人の喫煙割合

2011年の国民健康・栄養調査によると習慣的にタバコを吸う人の割合は、男性32.4%、女性9.7%です。男性は減少傾向にありますが、女性は増加しています。

たばこの煙が及ぼす体への影響

たばこの煙には、200種類以上の有害物質が含まれています。たばこが原因となる病気の代表は、肺がんですが、鼻・口・のど、乳腺、腎臓・膀胱、子宮・卵巣など全身にわたり「がん」が発症します。これは、煙を直接吸い込む肺だけでなく、有害物質が血流にのって全身の多くの臓器に到達し影響を及ぼすためです。

たばこの煙は、周りの人へも影響を与えます。



受動喫煙防止のため、禁煙、分煙をしっかりと守りましょう。

☎ 医療健康課健康推進係 ☎62-6666

クマに注意してください!

全国的にもクマの目撃情報や被害情報が、多数発生しています。クマの被害を防止するためには、「クマと出会わない」「クマを引き寄せない」ことを心がけることが重要です。



クマと出会わないために

- ▽山や屋外での活動は単独行動を避け、2人以上で行動しましょう。
- ▽ラジオなど音の出るものを携帯し、自分の存在をアピールしましょう。
- ▽クマの行動が活発になる早朝、夕方、周囲に気を付けましょう。
- ▽クマの足跡やフンなどを見つけたら先に進まず引き返しましょう。
- ▽森林、斜面の近くの農地は、クマの出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行いましょ。
- ▽生ゴミや残飯、廃棄果樹などを野外に放置しないようにしましょう。
- ▽クマに出会ってしまったら
- ▽子グマを見かけたら、そばに必ず親グマがいると考え、決して近づかないでください。
- ▽慌てずゆっくり後ろにさがり、静かにその場から立ち去りましょう。
- クマが興奮するので、背中をみせて逃げたり、大声で叫んだり、物を投げたりしないでください。

☎ 農林課林業振興係 ☎72-5241

地域包括支援センター
総合相談窓口



市内17か所に開設しました

鷹巣地区

- ★**居宅介護支援事業所 一番星きらら**
脇神字高村岱131 ☎60-0262
《営業日》月～木、土(祝日等除く) 9:00～17:30
- ★**居宅介護支援事業所 つばき**
元町12-35 元町ハイツ104号 ☎84-8691
《営業日》月～金(祝日等除く) 8:30～17:30
- ★**居宅介護支援事業所 はあと**
大町8-23 ☎67-8256
《営業日》月～金(祝日等除く) 8:30～17:15
- ★**ケアセンターようこう萬堂居宅介護支援事業所**
鷹巣字愛宕下44-1 ☎60-1336
《営業日》月～金(祝日等除く) 9:00～17:00
- ★**ケアタウンたかのす在宅介護支援センター**
脇神字南陣場岱10 ☎60-0505
《営業日》月～金(祝日等除く) 8:30～17:30
- ★**ケアタウンたかのす居宅介護支援事業所**
脇神字南陣場岱10 ☎60-0505
《営業日》月～金(祝日等除く) 8:30～17:30
- ★**ケアポートたかのす居宅介護支援事業所**
綴子字掛泥向116-5 ☎60-1930
《営業日》月～金 8:30～17:30
- ★**さくらだ居宅介護支援事業所**
宮前町1-27 ☎080-1809-2997
《営業日》月～金(祝日等除く) 9:00～18:00
- ★**たかのす社協居宅介護支援事業所**
花園町16-1 ☎63-1664
《営業日》随時対応(休業日なし) 8:30～17:30

高齢者の様々な困りごとや悩みごとなどをより身近に相談できる窓口を開設しました。「介護のこと」、「もの忘れ」など、心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

★居宅介護支援事業所 ハグ

脇神字西陣場岱38-6 ☎84-8577
《営業日》月～金(祝日可) 8:30～17:30

★(株)虹の街鷹巣営業所

脇神字藤株圏の内14 ☎63-0986
《営業日》月～金(祝日可) 8:30～17:30

合川地区

★あいかわ社協居宅介護支援事業所

新田目字大野5-1 ☎78-3166
《営業日》月～金(祝日等除く) 8:30～17:30

★ケアプランセンター 結

下杉字上清水沢74-1-2 ☎84-8301
《営業日》月～金(祝日等除く) 8:30～17:30

★永楽苑指定居宅介護支援事業所

川井字オノ神61-13 ☎78-5156
《営業日》月～土(祝日可) 8:30～17:00

森吉地区

★もりよし社協居宅介護支援事業所

米内沢字大樋1-2 ☎72-3494
《営業日》月～金(祝日等除く) 8:30～17:30

★もりよし荘地域型在宅介護支援センター

米内沢字七曲25 ☎72-5033
《営業日》月～金(祝日等除く) 8:30～17:30

阿仁地区

★あに社協居宅介護支援事業所

阿仁銀山下新町41-1 ☎82-3374
《営業日》月～金(祝日等除く) 8:30～17:30

☎ 地域包括支援センター ☎69-7061